

甲第 5 号証

様式第96号 (刑訴第260条, 規程第58条)

処 分 通 知 書

平成 22 年 7 月 28 日

戸 田 久 和 殿

大阪地方検察庁

検察官 検事 横 路 保 廣



貴殿から、平成 22 年 4 月 30 日付けで告訴のあった次の被疑事件は、
下記のとおり、処分したので通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 被疑者 | 官 井 将 |
| 2 罪 名 | 器 物 損 壊 (告訴罪名 暴行, 器物損壊) |
| 3 事件番号 | 平成 22 年 検 第 12832 号 |
| 4 処分年月日 | 平成 22 年 7 月 28 日 |
| 5 処分区分 | 起 訴 不 起 訴 中 止
検 察 庁 へ 移 送
家 庭 裁 判 所 へ 送 致 |

- (注意) 1 事例に応じ、該当文字を囲むこと。
2 告訴(発)人に郵送して交付するときは、必要に応じ配達証明郵便によること。
3 記名押印の上、通知すること。